

天皇機関説排撃事件と国体明徴運動

増田知子

目次

はじめに

第一章 機関説排撃運動と官製・国体明徴運動

一 岡田内閣の国体明徴運動

二 右翼共同戦線

三 第一次首相声明

第二章 国体憲法論と体制憲法学説

一 憲法論争

二 第二次首相声明

三 昭和天皇と美濃部達吉

おわりに

はじめに

一九三五（昭和十）年二月、第六七回議会で貴族院議員の菊池武夫が、帝国大学の学者らの「皇國ノ國体ヲ破壊スル」著作に対する措置を岡田内閣に糾した。綱紀肅正問題の事例の一つにすぎなかつたこの言及は、勅撰議員として議場にあつた美濃部達吉の約一時間にわたる天皇機関説演説の呼び水となつた。天皇機関説が貴族院で講演されると、それを持っていたかのごとく民間の国家主義・日本主義団体は、「國体擁護・機関説撲滅」をスローガンにかかげた共同戦線を形成し、演説集会・パンフレット配布、政府高官および軍首脳への請願など、おびただしい物量をともなつた宣伝・示威・言論活動を展開した。

議会閉会後の四月九日、岡田内閣は美濃部の憲法解説書を発売頒布禁止処分とし、八月三日には、岡田首相が天皇機関説を「我が国体の本義を愆るもの」と否定する首相声明（第一次）を発した。だが右翼の「機関説」狩りを中心とした自由主義的言論・思想の排撃運動はこの間、あらたな闘争目標として倒閣と重臣ブロッカ排撃（枢密院議長一木喜徳郎の「自決」）をかかげてきており、昭和天皇、天皇側近、岡田内閣、政党、陸海軍、在郷軍人会を巻きこんだ政治抗争へと推移した。

さらに、第一次首相声明から九日を経た八月十一日、陸軍軍務局長永田鉄山少将が相沢三郎中佐に斬殺された相沢事件が発生、軍部内の国家革新運動と機関説排撃運動が合流することとなつた。政府側は出版法などにより排撃運動の言論活動を取締る一方、九月一七日、美濃部の議員辞職・憲法論述の禁止と引きかえに美濃部を起訴猶予処分とした。翌十月七日、陸海軍との合作による首相の第一次声明が行われ、陸軍は在郷軍人会組織を侵食していた

三六俱楽部などの制圧に乗りだし、在郷軍人を主体とした排撃運動は一気に沈静化にむかう。しかしながら岡田内閣は四ヵ月後、二・二六事件によつて崩壊した。⁽¹⁾

以上が天皇機関説排撃事件のあらましである。軍部が排撃運動からの離脱を決定するまで約八ヵ月にわたつて続いたこの政治紛争は、岡田内閣にとつて深刻な脅威であつた。立憲政治の再編をどこへどのように着地させるのかという争点が絡んでいたからである。結果として岡田内閣は倒閣運動としての排撃運動をつぶすことに成功する。外交・国防・財政をめぐる危機が緩慢に進行するなか、諸政策をめぐる対抗をこの問題に収斂させないことがその鍵であつた。⁽²⁾

ところで一九三二年の五・一五事件を契機に政党内閣制が崩壊し、国民の政治参加は代表選出に止まり直接政府をつくりえないという事態を迎えた。普選の一方で政党内閣が否定される状態を跛行状態として認識しうるかどうかは、議会主義の存在にかかつていていた。だが、この点をあつさりふみこえて政治改革（国策審議会の設置等）をいふのはむしろ当時の常識であつた。坂野潤治氏の一連の研究は、一九三三年を境にして政治状況が「建設的非常時の展開」期に入り、「立憲独裁」的改革論の台頭が内閣審議会・内閣調査局の設立につながつたことをあきらかにしている。⁽³⁾そこでは内閣審議会の新設には美濃部の円卓巨頭会議構想も含まれていたとの指摘や、一九三五年後半の政治対立の構図が、内閣審議会勢力（与党民政党十永田鉄山・陸軍統制派十新官僚）と国体明徴運動勢力（野党政友会十真崎甚三郎・陸軍皇道派十平沼駿一郎・右翼）への結集として描かれている。

かんじんの美濃部が政党内閣を見限つて当時の常識である「立憲独裁」へ「転向」⁽⁴⁾していたのであれば、立憲制再編における議会主義者としての美濃部の不在は決定的影響をもたないのでないかという疑問があるかもしれない。しかし、美濃部は内閣強化策としての国策審議会とそれに付属する調査機関の設置をいつただけではない。国

策審議会に勤労階級代表を加えること、職能団体を選挙母体とする職能代表制の選挙制度改革を提案していた。⁽⁵⁾ 財界と既成政党と官僚の巨頭と重臣だけで構成されていた岡田内閣の内閣審議会をさしつけブルジョア・重臣ブロックによる「立憲独裁（坂野）」とすれば、美濃部構想は、農民や労働団体の代表を直接国家経営に参加させ、議会での社会政策立法を容易にする修正議会主義といえた。美濃部は議会主義を完全に放棄していったわけではなかつた。

以上のように機関説排撃事件は、立憲制再編が国策審議会・国策調査会の設立という具体的姿をあらわした中で

おこつた事件であった。本論が機関説排撃事件を検討する課題の第一は、岡田内閣が美濃部憲法学を禁止した理由と目的を、立憲制再編の問題からあきらかにすることにある。

ところで、天皇機関説排撃事件は研究史上において「合法無血のクーデター」と位置づけられている。⁽⁶⁾ これは超國家主義によるイデオロギー支配をともないながら戦時体制が構築されていく際、明治憲法の従来の解釈・運用が変更され、日本の全体主義を正統化する「改憲（解釈改憲）」があつたという仮説をささえる有力な証拠とされる。この見解にたてば、立憲制再編は機関説排撃運動によって一気に「改憲」へと展開したことになる。本論の課題の二つめは、はたして機関説排撃事件が「改憲」であつたか否かを検証することにある。

じつは「合法無血クーデター」論の資料的根拠は、この事件研究の底本ともいべき東京区裁判所検事玉沢光三郎が、一九三九年度の思想特別研究員としてまとめた報告書『所謂「天皇機関説』を契機とする国体明徴運動』にある。玉沢は排撃事件を国粹主義による革新運動史上の画期と位置づけ、排撃運動の成果を「合法無血のクーデター」と評されている⁽⁷⁾と記述している。しかし、玉沢検事がこの事件を調査したのは、日中戦争下自由主義がまったく姿を消した戦時法制期であり、司法省内では前法相塩野季彦・小野清一郎を中心に「国体・日本精神」にもとづき、法制度全体の再編をめざす日本固有法研究がはじまつていた。⁽⁸⁾ したがつて、玉沢報告の「合法無血クーデター」

評価は分析の結果というより、四年後のイデオロギー状況から生まれた分析視角そのものであつたといえる。玉沢報告が構成してみせた事件史のなかの美濃部憲法学批判や排撃運動評価については、はたしてそれが一九三五年の時点で妥当な理解なのか留保されねばならない。

さて課題の第一の立憲制再編における美濃部の排除の問題と第二の改憲問題は密接に関係している。ただし注意すべきことは、たんに美濃部の憲法論や政治構想との関係のみで論ずるのは不十分だという点である。立憲制再編は政治体制としての立憲君主制と、大日本帝国憲法の解釈と運用に規定された国家法制という二つの根本的問題を抱えていた。それゆえこの時期の再編問題は政治体制的にも国家法制的にも、既存の立憲制を構造的に規定し直す契機となる可能性をもつていた。だがそこには天皇制と國家、国家と君主と議会の関係といった、法・権力関係を複雑に構成した論理と実体が、美濃部一人のものとしてではなく存在していた。美濃部を排除すれば再編の性格が自動的に決定されるという問題ではなかったのである。

このことをふまえて、本稿の分析視角は立憲制再編を立憲君主制再編ととらえ直し、その中における機関説排撃問題を国家論としての憲法論争のレベルから検討する。分析方法としては、まず機関説排撃運動と岡田内閣の攻防の過程を「合法無血クーデター」論を所与の前提とした玉沢報告から離れて再構成する。攻防の過程から両者が政治上・憲法論上において争点としたものは何であつたのかをあきらかにし、次いで第一次と二次の首相声明について分析する。⁽⁹⁾ 岡田内閣が排撃運動に対抗して、どのような政治的・憲法論的立場を守ろうとしていたのかという問題が、そこに集約されていいたと考えられるからである。さらに軍と岡田内閣の合意の成果であり、また排撃運動の沈静化をもたらした第一次声明は、「改憲」という性格に値するものであつたのか否かを検証する。「改憲」であればどのような内容の「改憲」であったのかは、分析の過程でおのずとあきらかになるであろう。

なお天皇機関説排撃運動は、歴史上あるいは研究史上において「国体明徴運動」という用語を用いるのが一般的である。だが、本論で示すように「国体明徴」という用語は体制擁護と体制変革という両極の概念的枠組みをもつていた。政治の倫理化運動、国家革新運動、立憲制再編プランをめぐる政権獲得運動などが、合法性の獲得あるいは正統性の誇示のために「国体明徴」を使用した。本論では混乱をさけるため岡田内閣期の機関説排撃運動を「天皇機関説排撃運動」と呼び、それ以外の「国体明徴運動」と分けて使用することとする。

はじめに 注

- (1) 『帝国議会貴族院議事録 六二』東京大学出版会、一九八四年。玉沢光二郎『所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動』東洋文化社、一九七五年、以下『玉沢書』と略記する。
- (2) 酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊』(東京大学出版会、一九九一年)一二二—一二九頁。酒井氏は国体明徴問題を「憲政の危機」の一環に位置づけ、陸軍皇道派による国体明徴運動(本稿では機関説排撃運動をさす)への対抗のための陸軍反皇道派と岡田内閣の共闘が、他方で外交の危機の深化を招いたと指摘している。
- (3) 坂野潤治『近代日本の国家構想』(岩波書店、一九九六年)二一七—二五〇頁。同『改訂版 日本政治史』(放送大学教育振興会、一九九七年)一八八—一九二頁。
- (4) 美濃部の「転向」については拙稿「一九三〇—一九三五年の美濃部達吉と日本主義者の憲法論争」「横浜市大論叢 人文科学系列』四六巻一・二・三合併号、一九九五年、参照。
- (5) 同前五六頁。
- (6) 石関敬三「国防国家論と国体明徴」早稲田大学社会科学研究所プレ・ファシズム研究部会編『日本のファシズム』(早稲田大学出版部、一九七〇年)。由井正臣「軍部と国民統合」東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会 一 昭和恐慌』

（東京大学出版会、一九八〇年）。三谷太一郎「天皇機関説事件の政治史的意味」石井紫郎・樋口範雄編『外から見た日本法』（東京大学出版会、一九九五年）。三谷氏は美濃部憲法学に代表される機関説が明治憲法体制にもつとも適合的な学説であり、それゆえに排撃されたとし、また岡田内閣は美濃部学説を禁止することで憲法改正をくい止めようとしたが、事実において国体による政体の変革をもたらした合法無血クーデターとなつたとの見解を示している。しかし、運動側がどのような改憲をめざしたのかは論証されていない。

前掲玉沢書七六頁。

（9）（8） 小田中俊樹『刑事訴訟法の史的構造』（有斐閣、一九八六年）一七七—一九四頁。前掲玉沢書二五九—二六〇頁。

（10） 岡田首相の第一次・第二次声明の作成経過をはじめて明らかにした研究に滝口剛「岡田内閣と国体明徴声明」『阪大法学』四〇卷一号、一九九〇年）がある。

* なお、本論の引用文は、読みやすさを考慮して原文の漢字の旧字体は現代字体に、送り仮名はカタカナをひらがなに書き改めている。

第一章 機関説排撃運動と官製・国体明徴運動

一 岡田内閣の国体明徴運動

第六七議会で岡田内閣の首相、文相、内相、法相、陸海相ら主要閣僚は、機関説を支持せずとの声明をおこない、議会後の四月九日には美濃部の著書の行政処分を決定するとともに美濃部に対し公職辞職を要請した⁽¹⁾。翌十日には

文部省が全国の高等教育機関、府県知事に対し国体明徴の訓令をだした。翌五月には全国地方長官会議、警察部長会議、全国中等学校長会議で岡田首相、後藤内相、松田文相より国体明徴の訓示がおこなわれた。

憲法学説問題を主管する文部省では、全国の高等教育機関における法科とくに憲法と国法学担当教授の思想、著書、講義案、論文等の調査を開始したほか、法制経済の教科書のうち不適当なもののが使用禁止⁽²⁾、法制経済・修身の教授内容を改善する方法の検討開始、といった方策をとった。また一般教育者の帝国憲法の基本精神についての理解を徹底させるため、憲法教育資料として伯爵金子堅太郎の憲法制定精神に関する講演筆記⁽³⁾を六十万部印刷、中等以上の教育機関、公立図書館、中央・地方官庁に配布、さらに学校長にたいして三大節に憲法発布の上諭と勅語を奉読させ、生徒らに憲法の精神を「体得」させる指示がだされた。他省では常設・定例・臨時の講習会を通じて官吏職員にたいし、国体の観念および日本精神に関する講演等がおこなわれた。陸軍では四月二日に大臣林銑十郎が師団長会同で天皇機関説についての信念を披瀝、翌々日には教育総監真崎甚三郎が軍隊一般にたいする訓示をおこなつた。また海軍では年一回開催される各鎮守府・艦隊の参謀長会議の場で海軍次官の口述がおこなわれた（六月三日）⁽⁴⁾。

岡田内閣の一連の措置はその特徴として、天皇を「機関」と呼ぶことを否定するという限定的な憲法用語使用禁止にとどまらず、国体論や日本精神論の講習会が官僚組織 在郷軍人会を通じておこなわれたこと、その講師には日本精神の理論研究家である国民精神文化研究所のメンバーが動員されたこと、などがあげられる。ただし講師中には神宮奉斎会会长今泉貞助、藤澤親雄（同研究所嘱託）といった自由主義排撃論者や、ナチス憲法学者の大串兎代夫（同研究所研究嘱託）がいた。こうした公認イデオローグたちの国体明徴講演は政府批判をしない点で排撃運動と一線を画していたが、講演内容は統一されていなかった。そもそも岡田首相自身、議会での追及に

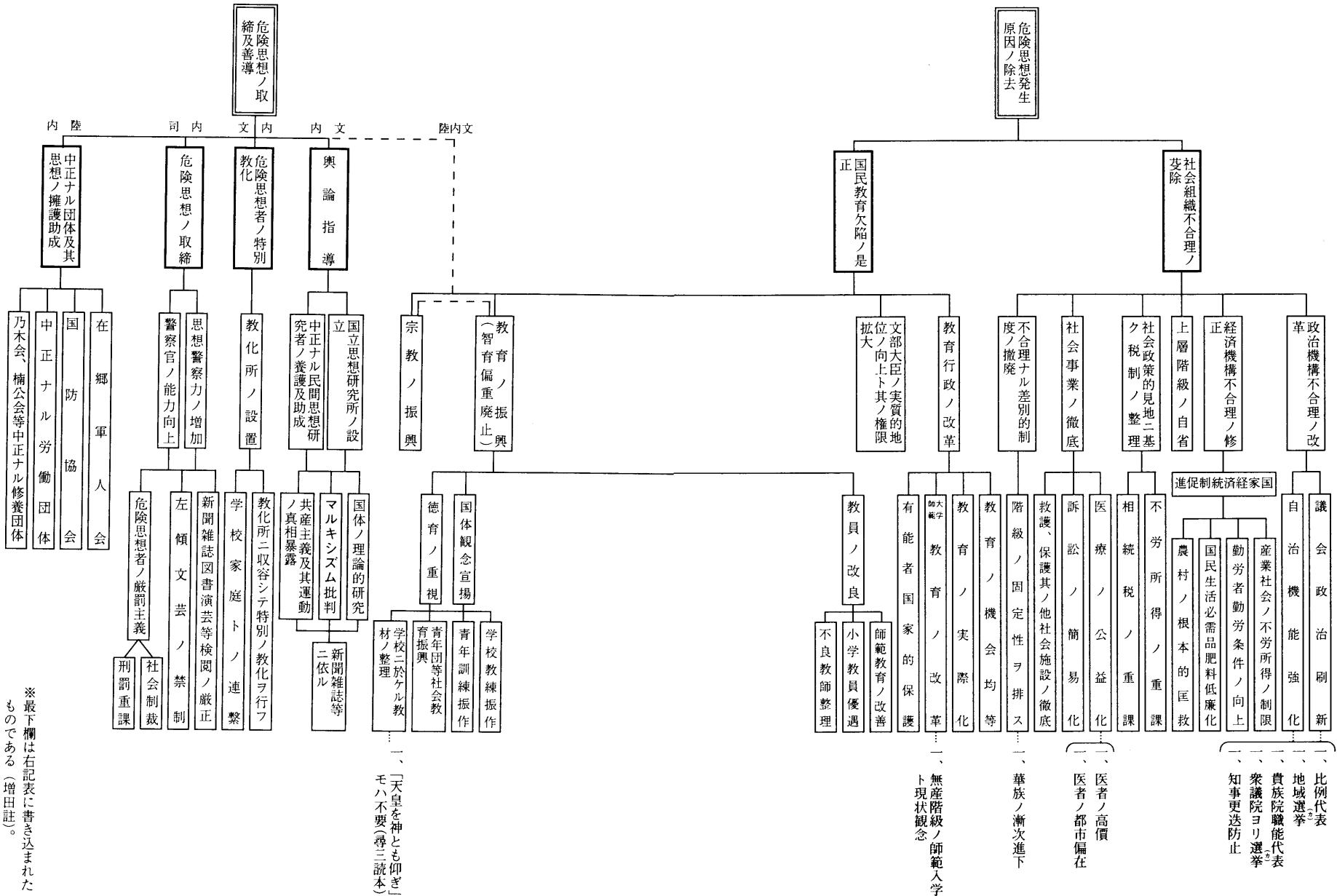
対し「我が國体は尊厳そのものでありまして、言葉で明徴するという困難があつたのである。うに、言葉で説明できないものを明徴する」と答弁しているよう⁽⁷⁾。

ところで前斎藤実内閣において、従来の左翼思想対策にくわえ五・一五事件対策として思想対策協議会が設置されていた。「中正堅実なる思想対策」を課題にかかげたこの協議会は発足当初、思想対策を従来の取締と善導の二方面からとらえるだけでなく、社会問題・思想問題の発生の原因を政治・経済組織の不合理にもとめる視点をもつていた。協議会設立を運動した新官僚や軍官僚は、国家的規模での構造改革を期待していた。協議会の検討事項としては、議会制度刷新・政界浄化・行政機関刷新・官紀振廉・自治機能強化・経済機構改革・土地制度改革（農村）・国家経済統制促進・税制改革・社会政策（失業、貧困、疾病、労資対立緩和策）などが社会改善方策として第一にあげられ、そのための調査会の設置も提案されていた。これは主に陸軍省の構想（一九三三年四月二八日提出、次頁図）が下敷きになっていたと考えられる。

しかし、協議会が進行する過程で改革の大前提たるべき国家の指導原理確立について、「既に日本人の有するものなるが故に今更確立の要なし」「現に有する国家的指導原理を喚起するの精神運動を起す事を肝要なり」といった消極意見がだされたため、指導原理をあらわす「日本精神の国民的教典」の作成は、結局着手されずに終わつた。陸軍省構想の国家革新策（図の右側「社会組織不合理ノ芟除」以下）は棚上げされたまま、一九三三年七月から十月中旬の間、閣議に報告され施行に移されたのは社会改善策の一部分としての、教育・宗教方策、思想取締（治安維持法改正⁽¹⁰⁾）・思想善導方策および社会政策にとどまつた。ちなみに思想善導の方針は、「国家的指導原理たる日本精神を闡明し」普及徹底をはかるとだけ記され、具体策として「敬神崇祖の美風を益々振興」することと国民精神文化研究所の拡充、日本精神の闡明・普及運動などが列挙されていた。⁽¹²⁾

危險思想封策案（陸軍省案）

五月十八日山下幹事說明



※最下欄は右記表に書き込まれたものである（増田註）。

この思想対策協議会は、内務省の新官僚が設立を発案し、荒木陸相時代の陸軍が統帥大権の枠から踏み出し、はじめて国家組織改革像を示したこと⁽¹³⁾、そこには岡田内閣の内閣審議会、内閣調査局、政教刷新評議会の設立につながる内容を含んでいた点で重要である。また教育・宗教方策の中に、在外研究者を帰国後すぐに教授に採用しない、総長・学部長の教授互選の廃止、「教授にして不穏思想を抱懐する者は徹底的に排除する」、「大学の経費と人事を文部省に於て堅く握り監督を厳にする」といった大学教育改革があった。これは京大滝川事件が紛糾したことから、文部省が大学教授追放を容易にするための人事政策方針として盛り込んだと思われる。

岡田内閣が議会での機関説問題追及に対応して、ただちに官製・国体明徴を開いたのは、思想対策協議会の社会改善方策が用意されていたからであつた。さらにこの年の秋の府県会選挙でも、その成果は継承されることとなる。注目されていた右翼団体の議会進出運動にたいし、岡田内閣は肅正選挙制度を施行、機関説排撃運動が選挙戦で展開されることや、政党不信が議会否認に結びつくことを防いだ。この選挙で注目すべきことは、肅正選挙の宣伝部隊である半官半民の肅正選挙中央連盟（会長斎藤美前首相）が、全国の教化団体を動員して選挙民に対し「神社に参拝してからの投票」を提唱するなど、「遵法的精神」と「日本精神の喚起」を結びつけた運動をすすめたことである。⁽¹⁴⁾ そこには腐敗堕落の政党政治を浄化し買収投票を一掃するという目的が掲げられていたが、選挙法改正や施行令ではたりずに神様をもちだし国民の精神を矯正することをこころみたのである。これは法治の限界を道徳によつて克服するという政治の倫理化を意味していた。⁽¹⁵⁾

もちろん政治の倫理化運動は、かつて民政党・浜口内閣が思想対策（対左翼）と緊縮政策とを結びつけておこなつた教化総動員（「国民精神の作興」、「国体観念の明徴」スローガン）にみられるように、举国一致内閣期特有の政策ではない。だが、岡田内閣は美濃部の著作を発売頒布禁止処分に付し、高等教育機関からの機関説一掃を断行した。

岡田内閣の国体明徴運動と政治倫理化運動は、憲法における議会主義の保証を否定する中でおこなわれたことに注意する必要がある。思想取締の対象は共産主義から自由主義へ拡大され、また大規模に実施された思想審導策でも、従来の共産主義にくわえて自由主義と国家革新運動からの体制防衛をこころみた点で画期的となつた。

したがつて、四半世紀にわたり政官界に通用していた美濃部憲法学説が、事件発生早々政府から否定されたのは、たんに右翼の攻撃によるだけではなかつた。美濃部が法と道徳の分離に忠実な近代憲法学説を打ち立てていたこと、西欧の立憲政治の通則を現実政治の規範としたことが原因であつたのである。だがその一方で岡田内閣は斎藤内閣同様、日本精神論・国体論について特定の教義をあたえ、国家組織改革の「国家的指導原理」とすることを回避した。官製・国体明徴運動が国家組織改革を切り離して展開され、政府が立憲制再編の主導権を独占しつづけようとしたことが、機関説排撃運動との抗争を激化させていく原因となつていく。

二 右翼共同戦線

近代日本の民間右翼団体はアジア主義、国粹主義および反共主義を基本的イデオロギーとしていた。だが、指導者の唱える抽象的理論、指導者の個性、人的関係、具体的活動の目的場などの相違から小規模な団体が割拠し、団体内の結束力も弱かつた。各団体は個別事件ごとに共闘を図るもの、事件が終息して活動資金がなくなると運動も停滞するという限界をもつていた。日本精神主義・国家主義諸団体が共闘組織をつくるのは、浜口内閣のロンドン条約問題で結成された海軍軍縮国民同志会が端緒とみられ¹⁸⁾、一九三二年の司法官赤化事件における国体擁護連盟の結成によつて本格化した。¹⁹⁾一九三五年初頭の議会における機関説排撃は共闘組織の維持と運動の規模を全国的な

ものにおしあげ、右翼共同戦線を確立する絶好機となつた。⁽²⁰⁾

ところで出版法による取締によつて「国体ノ本義ニ背戾スルモノ」として処分を受けたものは美濃部の著作を含めて一四件あつた。しかし排撃側の新聞・雑誌・単行本も処分され、その数は禁止十一、削除二二、注意五五件にのぼり、岡田内閣の排撃運動対策の主要な手段となつていた。⁽²¹⁾ 築田胸喜に代表されるような従来主流であつた、美濃部の憲法解釈を直接さししめて「不敬」を糾弾する運動は、四月を境に困難となつていった。

岡田内閣側は既述したように官製・国体明徴運動を全国的に開始し、排撃運動側はこれに対抗する新たな展開をせまられた。倒閣と重臣ブロックの一角である枢密院議長一木喜徳郎更迭を主目標とする共闘組織が作られることとなり、大井成元（男爵・貴族院議員・陸軍退役大将・恢弘会会长）、小林順一郎（陸軍予備役大佐・三六俱楽部常務理事）ら在郷軍人政治組織の指導者が参加した。⁽²²⁾ ただし、「天皇機関説なる用語は取締官権を刺戟し易き嫌いあるを以て」、組織名は「国体明徴達成連盟」とされた。これによつて「国体明徴」をスローガンにしつつ軍人を引き入れた実力闘争の右翼共同戦線を現出させていくこととなる。⁽²³⁾

ところで玉沢報告は、岡田内閣の措置がとられた四月以降の排撃運動の展開を第二期と位置づけていた。玉沢が第二期以降の運動の方向に大きな影響を与えたとするのは五百木良三の「所謂『機関説問題』は昭和維新第一期戦展開の神機」（一万部発行）である。⁽²⁴⁾ 五百木は国体擁護連合会の常任委員で「達成連盟」の参画者のひとりであつた。玉沢報告が注目したのは次のようないくこととなる。

今次「機関説」問題の紛糾は、要するに倫敦条約以来尖鋭化せる一大思潮の継続戦線に於ける一現象に外ならぬ。即ち倫敦条約を契機として、従来の支配者たりし自由主義、國際主義の消極的旧勢力に対し敢然として奮起

し来れる皇道主義、日本主義の積極的新勢力は、内に佐郷屋を先鋒として血盟団、五・一五事件等の活劇を演じ、外に満州事件、連盟脱退華府条約廢棄等の飛躍を試み、一戦毎に旧勢力を圧倒して歩々維新的局面を開拓し來つたのであるが、や端なくも『機関説』を第一の導火線として、一層其の対抗を激化し、茲に昭和維新の聖戦は当に第一期戦より転じて第二期戦の展開を見るに至つたのである。

此の場合に於て岡田首唱は恰かも倫敦条約當時に於ける浜口首相の役割であり、美濃部氏は幣原氏に比すべき役割であるが、岡田首相等の上記の醜態（議会答弁をさす—増田註）は、如何に彼等が苦戦に陥りつゝあるかを証して余りある。蓋し首相等が爾かく曖昧模糊に終始する所以は、其の実彼の背後にある支持者擁護の任務あるが為である。即ち問題は直に一転して『機関説』輸入の開祖一木枢相に、更に牧野内府に、更に奥の院なる西園寺元老に迄波及するは、自然必至の勢なるが故である。而して此の三尊は旧勢力軍の大本營であり、現状維持派の砥柱である以上、此の崩潰は正に時代の転換であり、彼等一派の滅亡である。首相等の煩悶苦惱察するに余りある。⁽²⁸⁾

ここには機関説排撃運動が、なぜ既存の右翼団体を結集させ、さらに在郷軍人からあらたな人的資源を獲得し、大規模な動員力をもちえたのかという問い合わせに対する答えが示されている。⁽²⁹⁾ 一九三二年の五・一五事件で天皇側近は政党内閣制を放棄し、斎藤拳国一致内閣は満州國を承認し國際連盟脱退を決定、ついで岡田内閣は在満機構改革で陸軍に満州國經營を委ね、一九三五・六年の危機を回避するためワシントン海軍軍縮条約からの脱退を決定した。第一次大戦以来の対英米協調主義外交に反対し、社会主義・民主主義思想の排撃をその活動目標としてきた国家主義勢力からみれば、この三年間の変化は政党政治を打倒し对外政策の転換を達成して満州國を樹立し、なおも華北へ

の勢力圏拡張を達成しつつあるという、「時代の転換」をうたうにふさわしいはなばなしの勝利の連続であった。五百木の唱える第二期戦は、つぎに何を打倒すべきかという右翼共同戦線の闘争目標を明確に示したものであり、外堀を埋めた協調主義・自由主義陣営をもう一押しすれば「崩潰」するとの予言をもつて排撃運動への期待を高めたのであった。

なお、五百木は在郷軍人に對しても「昭和維新勢力の勃興」³⁰といふ一文を示し、「單に美濃部君一派の學說を排し之を抑へるといふばかりでなく、此の美濃部學說を數十年來跋扈せしめたる時代思潮を如何にして改むべきか」が肝心な問題であると主張、「現内閣、それから此の問題を容認し、或は阻止せんとするが如き皇室の重臣、斯ういう連中の」責任を問うこと以外に、徹底解決の道はない」と説いている。

ところで、玉沢報告に引用された「第二期戦」の前の部分には、五百木が憲法論を開いた箇所があった。³¹そこでかれは西欧の主権在民国家を近代国家の共通觀念とする美濃部一派の思想を批判して次のようにいっていた。

国家法人觀を基準とし、・・・主権は國家に存して 天皇に属せず、 天皇は唯その統治權を總攬せらるゝ、一ヶの機關に止まるといふ大曲解に陥るのである。

・・・天皇は彼等一派の云ふが如き、個々の自然人ではあらせられぬ。・・・元來 天皇には個人の存在を許されぬ。従つて私人としての御一身などあるべき筈もない。・・・絶対唯一の自然の大法則として現れましたる、所謂惟神の現人神こそ我が 天皇におわします。従つてよしや茲に其の國家と云ひ国民といふもの、地上より消滅する時ありと仮定するも、此の道や此の法則やは依然として其のまゝに無窮の生命を存続するのである。

帝国大學出身のエリートならばともかく、右翼浪人³²などがまともに憲法論争などできたはずはないとするのは

偏見にすぎない。五百木は、国家法人説を基礎にした近代日本の憲法学説を、少なくとも天皇に関するところはよく知っていた。もちろん、憲法に明文化されている天皇主権を否定した憲法学説は存在しない。だが、穗積八束以来の体制主流の憲法学説は、国家法人説を基礎にしながら、国家と天皇の関係を天皇の自然人としての意思を媒介にして論じていた。五百木は、美濃部の機関説だけでなく、体制学説をもふくめて批判していたのであり、その根拠には、天皇を国体論から論じる国体憲法論があつた。国体憲法論では、国家の中の天皇ではなく、国体の中の天皇が歴史的法則に基づいて民族共同体である日本国と臣民を統治するという、「超」国家主義的国家（＝国体）論が展開されていた。国家と国民が滅びても国体は永久不滅というのが国体憲法論者の決まり文句であった。^{〔3〕}

さて五百木が純粹な国体憲法論者であったのに対し、排撃運動内にはナチス・ドイツへの賛同者もいた。五百木同様に満州事変來の「清算過程」を進行させ、排撃運動を維新運動とすべきことを主張した興国同志会の中谷武夫（法政大学教授）である。かれは「天皇機関説の批判」と題する水戸市での講演（四月二四日）^{〔33〕}で、国家法人説が欧洲において現実に崩壊したことを指摘、従来の国家学が形式論に終始し「生命体としての、生きたる統体としての国家」の個性、特殊性を無視していたことを「致命的誤謬」と批判した。そしてナチスにならい、國家を機関として国家統治権を掌握する政党・官僚といった、天皇と国民の間を遮断する「中間勢力」による支配体制を否定した。中谷は、民族国家組織の原理としての国体によって憲法以下すべての法制度を解釈すべきだと主張するとともに、彼の理想とする「生命的統体として水も洩らさぬ完全な統合と結束を保つた民族国家」は、ほかでもないヨーロッパのファシストたちが賞賛する日本そのものだとまで論じたのである。^{〔34〕}

かくして右翼共同戦線は、従来個別に活動してきた諸団体を量的に結集させただけでなく、五百木や中谷らの国体憲法論・全体主義国家論を変革運動の指導原理とするにまでなつて行った。岡田内閣が官製・国体明徴運動だけで

は排撃運動を制圧できない状況がすでに成立していたのである。

三 第一次首相声明

排撃運動は軍部大臣の議会答弁を、「国体は学説によつて微動だにせぬなどといふ小兒だましの強がりは、國体其のものと觀念其のものと混同せる一種の詭弁である。・・平素パンフレットなどを頻出して、世間に警告する軍部は、斯る場合にこそ、最も積極的に最も勇敢に 天皇と國体のために奮闘すべきである。」(五百木)と糾弾した。陸軍部内においても、皇道派の真崎教育総監が師団長会議（四月六日）で「口には機関説反対を唱え実際には機関説に則て行ひつゝある珍現象を指摘」⁽³⁶⁾し、岡田内閣を批判した。また、陸軍省調査班が國体憲法論を展開したパンフレット、「大日本帝国憲法の解釈に関する見解」⁽³⁷⁾を在郷軍人会を通じて配布し、そこで國家法人説を否定するなど排撃運動支援の動きが起っていた。⁽³⁸⁾

このため林銑十郎陸相は、内閣の國体明徴運動を支持をしつつも、「國体に関する言説中苟も法規に触るものは之を重きに従ひて処断する方針を採り要すれば現行刑法、出版法、新聞紙法等取締に関する諸法規を改正す」との要望を内閣に出し、機関説と排撃運動の双方を制圧することを主張した。⁽³⁹⁾當時陸軍中央では七月の定期人事での皇道派一掃が画策されていた。とくに真崎更迭問題については、參謀總長閑院宮載仁元帥、軍務局長永田鉄山少将らが林陸相に要求、政府側では岡田首相、高橋是清蔵相ら、宮中では天皇側近、元老が一致して林陸相を支持していることが竹山護夫氏の研究によつて明らかにされている。⁽⁴⁰⁾したがつて、この問題に集中していた内閣と陸軍省の両者は七月の皇道派一掃人事がおわるまでは排撃運動を刺激しかねない動き（首相声明）には慎重であった。

だが、真崎更迭によつて青年将校らの国家革新運動勢力が排撃運動に合流した。すべての反政府勢力が結集する

という事態をむかえ、岡田内閣は軍部大臣の要請にしたがつて首相声明をだすことにつみきつた。七月末、首相声明書の草案を法制局長官金森徳次郎、内閣書記官長白根竹介、内閣官房総務課長横溝光暉が作成し、内閣調査局長官吉田茂をくわえた三長官会議が大幅な修正をおこなつて原案を確定した。その後法相小原直・内相後藤文夫の修正を経たものが陸・海軍次官との協議に付され、そこでの成案が閣議決定されるにいたつた。⁽⁴¹⁾

首相声明書の作成過程で内閣文官側と軍部との間には微妙な対立があつた。首相声明文の修正過程と文案内容に注目したい。金森作成の草案では、国体明徴運動が強調されたことにどまつていたが、内閣三長官（内閣書記官長・法制局長官・内閣調査局長官）会議をへて機関説否定の文言がおりこまれた結果、原案の文言と構成は厳密となつた。まず冒頭に「国体の大義」の定義が示され、次いでその根拠として憲法上諭と憲法第一条の文言がひかれている。上諭と第一条からの引用は「國家統治の大権」と「統治す」というキーワードだけが強調されるように限定され、その上で「統治の大権」の所在が天皇であることをいつていた。そしてさらに、国体の本義に反する機関説の内容を「統治の大権は天皇に存せずして、天皇は其の行使の為に存する機関なり」と確定している。第二段落では、学説批判から国体の認識に関し議論が起つていてそれを強く遺憾とし、国体明徴運動を主に教育・宗教方面を通じて行うこと宣言していた。

ところが、陸海両相は八月一日の閣議で賛否を保留し、さらに陸海軍次官との協議にもちこまれることとなつた。協議による修正はまず、「国体の大義」の定義の部分で「万世一系の天皇御統治の下に万民一体となりて」とあるのを「万世一系の天皇国を統治し給ひ寶祚の隆は天地と共に窮なし」と変更され、「大義」の文言も削除された。とくに陸軍側は上諭と第一条の引用に続く「大日本帝国統治の大権は本来 天皇に存する」を「大日本帝国統治の

「権は儀として天皇に存する」への変更を要求したが、内閣側の反対により容れられなかつた。また、機関説においては原案の「其の（國家の統治大権—増田註）行使の為に存する機関」が「之（統治権—増田註）を行使する為の機関」に、妥協の末変更された。

一見すると多少修飾語が増減しただけだが、じつは原案の厳密な構成がくずされていた。次官協議が原案を修正した意図はどこにあつたのだろうか。⁴⁴³ここで想起すべきことは、陸軍省調査部が「大日本帝国憲法の解釈に関する見解」を配布し、なれば公的な陸軍の憲法論を全国の在郷軍人（公称三〇〇万人）に伝えてしまつてのことである。これがかりに皇道派（調査部長山下泰文）の手によるものであつたとしても、声明がまつたく乖離した内容であつては排撃運動を抑えるどころか、在郷軍人の穩健派の支持まで失いかねない。⁴⁴⁴真崎更迭人事で攻撃をうけている林陸相の立場を決定的にあやうくすることは火を見るより明らかであつた。したがつて排撃運動への譲歩、在郷軍人会の「見解」との整合性をはかる必要があつたと考えられる。ちなみに「見解」の憲法論の最大の特徴は、国体憲法論によつて国家法人説を否定していたことにあつた。したがつて焦点は国家と天皇の関係すなわち国家の中の天皇か、国家に超然する天皇かという天皇の位置の問題ということになる。比較する意味において、ここで「見解」の概要を紹介しておきたい。

「見解」では憲法発布の告文（皇祖皇宗の神靈に天皇が報告・誓約するもので、「見解」には憲法発布の上諭・勅語は示されていない）が冒頭にかかげられ、次に憲法全文が掲載されている。本論では、取締を意識して美濃部憲法論を直接批判することはさけられ、まず西洋的、科学的思考の欠陥を指摘、さらに欧米の社会觀・國家觀が個人主義に基づくとして日本民族の國家觀と異なることを強調している。そこでは国家と天皇の関係は次のように規定されていた。

我が民族に伝統する国家觀に於ては、國家なるものは、全国民が天皇を中心にして渾融一体、有機的に一体化して結成せられ、國家そのものとして永久に生成発展し行く所の一つの生命体であると觀る。・・・随て国家を個人主義的にも、団体主義的にも觀ないことは言ふまでもない。・・・即ち生成発展し行く国民の總ての生活の中心として仰ぎ奉るのが即ち天皇に在しますのであつて、換言すれば、此帰一せる目的に向ふ動きの中心を我が國に於て天皇と申し奉るのである。随つて、申すも畏きことながら、此中心たる天皇に対し奉る国民信念の盛衰は、また直ちに我が國運の消長に關するものであつて、・・・憲法第三条に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と謂へるは、蓋し此国体の真髓を一言の裡に表明せるもの。・・・⁽⁴⁵⁾

さらに、天皇統治の大原則というものが存在しており、「建国以来の不斷の發展の裡に、不文法として傳承せられて居た」とし、明治憲法との関係では「それが茲に成文法として發布せられたに過ぎない」⁽⁴⁶⁾、つまり明治憲法の權威を否定するのをさけつつも、その解釈は不文法である天皇統治の大原則によつてなされなければならないといつてゐる。その大原則が適用されると、憲法は第一条から三条までが国体に於ける天皇統治の大原則の記述、第四条（天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ）は「天皇統治を、成文法たる憲法に法律的に移す為め、天皇統治と成文となれる此憲法との關係を法的に規定」するもの、第五条以下の全文は「在りのまゝの天皇統治と結ばれると見るべきである」となる。そのうえで「第一条には『統治す』と事實を謂ひ、第四条に於て始めて『統治權』と云ふ法律的權力としての表現を用ひある所以を深察すべきである」とい、第一条の「統治」を憲法が規定する國家統治權に優越するものとしていた。⁽⁴⁷⁾

また、國家法人説の否定については次のように述べられている。

我等は天皇の統治の下にこそあれ、國家なる擬制法人の統治を受けたりなどと考へぬ・・・何故に「統治するの事実」と「統治権」とを分けて論ずるの必要があるのであらうか。・・・我が國に於ては、國体の儀存するありて、統治の主体は常に儀として具現化されて居るが故に、國家を法人になぞらへ、此に統治権の所在を認めて総べての法の淵源とするの迂遠なる理論を附会する迄も無いのである。天皇統治の在りのまゝの事実を認むることに依つて、統治権は儀として存し、爾他の規律は自ら律せられるのである。^{脚注}

既述した五百木の国体憲法論とも重複するが、「見解」の国体憲法論では擬制の國家の權威を認めず、天皇は憲法に超越する歴史的大原則に則つて統治するのであつた。これに対し、國家法人説を基礎にした美濃部説や体制学説では、国家の中に天皇が存在し、國家の統治権を天皇が持つことで「天皇の國家統治大権」という用語を使つていた。

この対立点を次官協議修正の中に読み込むとつぎのようになる。声明文原案は「國体の大義」を定義する一方、國家法人説にもとづいてそのキヤワードを「國家統治の大権」とする文脈をつくつた。けれども軍側の要求で「大義」の文言が削除され、「國体の大義」の定義を示すことは止められ、かわりに告文の「皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承継シ」を想起させる文言が入つた。さらに「國家統治の大権」が「統治の権」に置きかえられようとし、内閣側は拒否して國家法人説の文脈は守られたものの、つぎの文中の機関説批判の中でくり返されていた「統治大権」は「統治権」へと修正されてしまう。その結果、天皇の位置は國家の外か中かという点があいまいになつてしまつた。ちなみに妥協の産物として盛り込まれた「天皇は之（統治権）統治の権または國家統治の大権と読める」を行使するの為の機關」という一文は、金森の憲法学説に依拠するものであり、その点は改めて後述すること

とする。

以上のように、軍部（とくに陸軍省統制派幕僚）は内閣側よりはるかに国体憲法論に敏感であった。だが、こうして作成された苦心の首相声明は、統制派の最高実力者、永田軍務局長への白昼テロ（相沢事件）によって粉碎されてしまう。次章では第一次首相声明発表に対する排撃運動側の再攻勢と体制学説がどのように修正されていくのかを検討していきたい。

第一章 注

(1) 政府は『憲法摘要』『逐条憲法精義』『日本憲法の基本主義』を発売頒布禁止处分に、政治評論集の『現代憲政評論』『議会政治』の改訂を命じた。美濃部に関する一連の処分方針は三月末の閣議で決定されたとみられる（伊藤隆・佐々木隆・季武嘉也・照沼康孝編『真崎甚三郎日記』昭和十年三月～昭和十一年三月）、一九八一年、山川出版社、三月三〇日条、五七頁）。ただし、岡田首相は「内務省や司法省でいふ絶版とは意味が違ふ」処分であるといつてはいる（原田熊雄述『西園寺公と政局』四、岩波書店、一九八二年、二二八頁）。また警保局長唐沢俊樹の回想では美濃部に密かに会い、発禁処分とする前に任意による絶版・改訂を承諾させたとしている（『天皇機関説の彈圧』『文芸春秋』一九五六年一〇月号）。

(2) 六月七日付けで禁止された高等学校および大学予科の教科書として小松泰馬『法律学概論』、野村信孝『法制經濟大意』がある。「国体明徴に関する各府の施設」国立公文書館所蔵。
金子「帝國憲法の精神」歐米各国学者政治家の評論。
前掲『国体明徴に関する各府の施設』。

藤澤は「帝国在郷軍人」一九三五年三月号に「國家主義と個人主義精神」を寄稿している。
美濃部批判を行ったナチス憲法学者は、大串のほかに山崎又次郎がおり、三月二七日、水交社で海軍洋々会主催の講演をおこ

なっている。

〔帝国議会貴族院議事速記録 六二〕一五一頁。

(7) 「帝国議会貴族院議事速記録 六二」一五一頁。

(8) 掛川トミ子解説『現代史資料 四一 思想統制』(みすず書房、一九八三年)五七一〇四頁参照。

(9) 「思想対策協議会に関する件」国立公文書館所蔵。協議会は内閣におかれ、思想対策樹立のため関係各庁の連絡・協調および方策の調査・審議をおこなつた。メンバーは内閣書記官長、法制局長官、内務、陸、海、司法、文部各次官および関係各庁勅任官などで構成された。委員会は一九三三年四月十五日から二二回、幹事会は二三回開かれた。陸軍の協議委員は次官柳川平助中将、軍務局長山岡重厚少将、軍事課長山下奉文大佐。内務省は次官潮恵之助、警保局長松本学、社会局長丹羽七郎、文部省は次官栗屋謙、専門学務局長赤間信義、学生部長伊東延吉。中心メンバーは新官僚と陸軍皇道派であったとみられるが、両者は「日本精神の昂揚」を主張する点で共通していたものの、「ゴーストトップ事件」にみられるように陸軍と内務省は衝突することが多かつた。内政史研究会『内政史研究資料 松本学氏談話速記録』下、九〇一一〇三、一〇七一〇八頁。

(10) 現行法第一条の国体変革と私有財産制度の否認の規定を分離し、国体変革に関し罰則重化、外郭団体および宣伝者の处罚規定をもうけるといった改正内容であった。第六五議会に提出され衆賀両院では右翼取締への適用を求める声が強かつたが、司法・内務両省は右翼への適用を拒否、結局審議未了となり、第六七議会で修正提案されたが帝人事件の人権蹂躪問題の紛糾でやはり未成立に終わった。前掲『松本学氏談話速記録』下、一〇三一一〇四頁。小田中前掲書四五一六頁。

(11) 社会政策は、失業対策（職業紹介所の普及整備・国庫帮助、失業対策土木事業）、疾病予防・救護（健康保険制度の拡充、商工業者・農民・給与生活者の疾病保険制度創設、軽費診療施設普及）、防貧・救貧施設拡充、労資関係改善・労働者保護（労働争議調停法制度改善等）が具体的の方策として決定された。なお、協議会は農村対策（極左・極右思想流入防止、農業統制・農産物価格安定、耕作権擁護、負担軽減、協同組合の活用等）の審議途中、一九三四年七月内閣の更迭をみた。岡田内閣のもとでは開催されず、一九三五年十一月、内閣審議会・内閣調査局設置（同五月）によって廃止された。前掲「思想対策協議会に関する

件」。

(12) 前掲「思想対策協議会に関する件」。

(13) ただし、荒木陸相期から林陸相期にかけての陸軍の対内政策の路線修正があつたことについては、堀田慎一郎「岡田内閣期の

陸軍と政治」（『日本史研究』四二五、一九九八年）参照。

(14) 府県会選挙では、野党政友会が民政党を議席数でわずかに上回つたが、民政党的選挙対策の失敗が主因とみられており（一九三五年一〇月一七日付『東京朝日新聞』）、右翼陣営の敗北からして政友会の国体明微攻撃の成果とは考えられない。なお肅正選挙と在郷軍人の動向については、須崎慎一「選挙肅正運動の展開とその役割」（歴史評論）三一〇号（一九七六年二月校倉書房）、同「日本型ファシズムへの道をめぐって」藤原彰・野沢豊編『日本ファシズムと東アジア』（青木書店、一九七七年）参照。

(15) 『議会と選挙の肅正』（朝日新聞社、一九三五年八月）所収の岡田首相、斎藤会長、司法大臣小原直の論述、各七七一七九、八〇一八四、一三三二頁。

(16) なお栗屋憲太郎氏は取締の実態から肅正選挙を「政治活動の自由の体系的な抑圧を本質とする」と指摘している。栗屋「十五年戦争期の政治と社会」（大月書店、一九九五年）一五三三頁。

(17) 立憲民政黨機関誌『民政』三卷一〇号、教化運動号、一九二九年一〇月（柏書房復刻版、一九八六年）。

伊藤隆『昭和初期政治史研究』（東京大学出版会、一九八〇年）四二一八頁。

公安調査庁「戦前における右翼団体の状況」上、五八五一五八七頁。一九三三年末の時点では在京団体七二が参加。

(19) (18) 機関説排撃運動に三、四月段階で活動した右翼団体は全国で一五一団体（前掲玉沢書一二一一二五頁）。特高が監視した団体は、在郷軍人会を含め全国約六〇団体にのぼった（内務省警保局保安課『特高月報』一九三五年五月分）。

(21) 前掲「国体明微に関する各府の施設」によると一四件の内訳は禁止三、絶版六、改訂五。ほかに著者の発意によるものとして絶版一、改訂三となつてある。発売頒布禁止処分は美濃部『憲法摘要』『逐条憲法精義』『日本憲法の基本主義』、憲法書で絶版

- (21) 機関説排撃運動を受けたのは、副島義一『日本帝国憲法論』、田畠忍『帝国憲法逐条要義』、森口繁治『帝国憲法』、市村光恵『帝国憲法論』。
- (22) 改訂命令は美濃部『現代憲政評論』『議会政治の検討』。一〇月までに文部省・内務省の警告あるいは自発的絶版となつた法律書は三〇以上にのぼつた。なお、全国の大学の憲法・行政法講座担当教授の講義内容、講義案、教科書、法律書の調査がおこなわれた結果、担当教授の変更や講義内容の修正が一斉におこなわれた。
- (23) 機関説排撃運動中もとも戦闘的であったとみられる大日本生産党は、当初から演説会・文書・ポスター・ビラ配布・署名運動による大規模な宣伝活動をおこなつたが、三月党员の検束、四月内田良平總裁の思想と法律論を展開した長文リーフレットが発禁処分を受けた。内田良平文書研究会編『内田良平関係文書』十一、(芙蓉書房 一九九四年)二三七頁。
- (24) 篠田の美濃部憲法学批判については前掲拙稿「一九三〇—一九三五年の美濃部達吉と日本主義者の憲法論争」参照。
- (25) 前掲玉沢書一五九頁。
- (26) 「国体明徴問題」 国立公文書館蔵。
- (27) 前掲玉沢書一五六頁。前掲『特高月報』一九三五年四月分、四一八頁および前掲『戦前における右翼団体の状況』下(その一)五〇二一五〇八頁に全文掲載。
- (28) 前掲「国体明徴問題」。五百木は小川平吉の盟友で近衛篤磨の対露同志会で頭角を現した。当時、排撃運動による倒閣と近衛文麿内閣をめざしていたと考えられる。岡義武編『小川平吉関係文書』二(みすず書房、一九七三年)五八一頁。
- (29) 五百木良三述「所謂『機関説問題』は昭和維新第二期戦展開の神機」(四月一五日、国体擁護連合会発行)一六一八頁。
- (30) 一九三五年の在郷軍人・現役軍人の機関説排撃運動を行動日録として明らかにしたものに、大木康栄「国体明徴と軍部ファシズム」(『季刊現代史』二号、現代史の会、一九七三年)一九六一〇二二頁、がある。
- (31) 『帝国在郷軍人』(帝国在郷軍人社発行、月刊)一九三五年五月号掲載。
- (32) 前掲五百木「第二期戦」二一五頁。

天皇機関説排撃事件と国体明徴運動（増田）

- (32) 国体憲法論については、前掲拙稿参照。
- (33) 中谷「天皇機関説の批判」維新社、一九三六年六月。ただし、中谷武夫「昭和動乱期の回想」下（泰流社、一九八九年）によれば、一九三五年当時中谷は大連細亞協会の中心メンバーとして中国での活動に専念しており、国内の国家革新運動は神兵隊事件の天野辰夫らに任せていたと述懐している。
- (34) 同前、三、一八一二二頁。
- (35) 前掲五百木「所謂『機関説問題』は昭和維新第一期戦展開の神機」一四頁。
- (36) 前掲「真崎甚三郎日記」昭和十年三月～昭和十一年三月》六四頁。
- (37) このパンフレットは帝国在郷軍人会本部から出され、前掲「特高月報」一九三五年四月分、二二二頁によると、執筆者は調査班山県大尉とされている。
- (38) 前掲「西園寺公と政局」四巻、一二四一頁。なお、このパンフレットが皇道派の山下奉文調査部長と無関係でないこと、国家法人説否定によって美濃部攻撃から一本木、金森攻撃へ対象を広げるものであるとの指摘は、前掲滝口論文七九頁参照。
- (39) 前掲「国体明徴問題」、一九三五年五月二一日 处理方針についての陸軍省要望。ほかに美濃部の公職辞職要請と、司法処分を督促している。前掲「真崎甚三郎日記」五月一八日条、一〇四頁では、林陸相は真崎教育総監に対し、陸海軍大臣が美濃部の公職辞職、一本木宮相の進退問題を意味すると考えられる人事刷新、憲法解釈を明らかにすることの三点を内閣に要求する方針であると伝えている。また、陸軍省は「中正なる学説」の公定を主張していたが、林陸相が条章の正しい解釈を決定することを金子堅太郎に相談したものの断られている（前掲「西園寺公と政局」四、一二五六頁）。
- (40) 竹山護夫「昭和十年七月陸軍人事異動をめぐる政治抗争（その一～六）」『山梨大学教育学部研究報告』二四一五、二七一一三〇号、一九七三～一九七九年。
- (41) 前掲大木論文二二三三頁。

(42) 前掲滝口論文八一一四頁参照。「國体明徴に關する声明経過」国立公文書館蔵。『東京朝日新聞』・『大阪朝日新聞』七月三一日
 〔八月三日付〕。なお「声明経過」資料には「三長官會議」と記されているだけで三長官が内閣のそれをさすとは直接断定できないが、二次声明作成には内閣調査局長官吉田茂が金森法制局長官、白根書記官長とともに関与していた。ただし前掲新聞報道では二九日夜林陸相が渡辺錠太郎新教育監督と協議し、翌三十日林陸相が箱根の閑院宮參謀總長別邸を訪問して協議の後、葉山の昭和天皇に拜謁上奏、現役青年將校の斷固処分の件云々の記載がある。また翌々三一日には軍事参議官會議が開催されており、陸軍最高首脳の意志決定の日程と資料の日付け記載が符合していること、また八月一日夕刊付・大阪朝日新聞で、軍部の強硬意見により修正されたとされる箇所の記事が「声明経過・七月三一日夕三長官會議決定」のそれと一致するので陸軍三長官會議と推定することも完全には否定できない。

(43) 陸軍次官橋本虎之助業務要項覚」(『現代史資料二三 国家主義運動三』みすず書房、一九八五年、四二三頁)によると、陸軍次官橋本は二日の協議で「軍部の希望は能く挿入せらる」と評価している。ちなみに橋本は二二日の七月人事完了と同時に声明案を陸相に提出するが、二七日から八月一日午後まで出張しており、その間の声明書作成作業に関与していなかつた。

(44) 帝国在郷軍人会の態度は二、三の急進派を除いては「概して自重的真摯的態度」であると『特高月報』一九三五年七月分、一頁、は伝えている。

(45) 前掲「大日本帝国憲法の解釈に關する見解」一二一一四頁。

(46) 同前一九頁。

(47) 同前一八頁。

(48) 同前二七一一八頁。

(49) 第一次首相声明書(原文のおくり仮名はカタカナ)

恭しく惟みるに我が國体は 天孫降臨の際下し賜へる 御神勅に依り昭示せらる所にして万世一系の 天皇国を統治し給ひ、

寶祚の隆は天地と與に窮なし、されば憲法發布の御上諭に「國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり」と宣ひ、憲法第一条には「大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す」と明示し給ふ、即ち大日本帝国統治の大權は儼として天皇に存すること明かなり、若し夫れ統治權が天皇に存せずして天皇は之を行使する為の機関なりと為すがごときは是れ全く万邦無比なる我が國体の本義を愆るものなり。

近時憲法学説を繞り國体の本義に關連して兔角の論議を見るに至れるは實に遺憾に堪へず、政府は愈々國体の明徴に力を效し其の成果を發揚せんことを期す、乃ち茲に意の在る所を述べて廣く各方面の協力を希望す

第二章 国体憲法論と体制学説

一 憲法論争

八月三日、岡田首相は首相声明書を読み上げたあとで記者会見で、排撃運動から機関説論者として糾弾されていた金森法制局長官と一木宮相の進退には全く影響なしとする談話を発表した。同時に軍部では林陸相が、相当の年限を要して「国民の脳裏に侵染」している「機関説の内容をなす思想の芟除」の必要をのべ、大角海相は機関説がそもそも軍が拒絶してきたものであり、明治十五年の軍人勅諭にもとづく軍人精神の鍊成につとめる覚悟を語つた。⁽¹⁾軍首脳は一片の首相声明で問題は片づかないとしながらも、從来不鮮明にされたままであつた官製・国体明徴運動の精神を文書で明示した意義を認め、官製運動を拡大促進することで立憲制再編の主導権を政府が掌握しつづける

ことを承認した。

論説

第一次首相声明には排撃運動内に倒閣をかかげる政治闘争勢力と、政治運動に利用されるのをきらう穩健勢力とがあり、それを分断するねらいがあつたと考えられる。だが、岡田内閣の一木・金森擁護方針は、現政権・重臣ブロック堅持という政治目的にとどまらず、体制憲法学説の擁護という性格を含んでいたことに注意しなければならない。

一方排撃運動側からみると、国体明徴の内容が公定された以上、今後さらに倒閣を露骨にいえば言論取締による弾圧と運動の分裂をまねくおそれがあつた。にもかかわらず、排撃運動側が各地の在郷軍人を動員して運動を拡大することに成功するのは、すでに重臣ブロックと体制学説を一体のものとして攻撃できる国体憲法論があつたからであつた。

首相声明以後、もつとも戦闘的な指導者のひとりとなつた三六俱楽部の小林順一郎は、公爵近衛文麿内閣の樹立をめざし、各地の在郷軍人団体に働きかけて首相攻撃をおこなわせた。⁽²⁾かれは全国を遊説して在郷軍人らに政府弾劾の理論武装を提供していった。その内容は国体憲法論に依拠し、「國家の統治大権」というキイワードで構成されている首相声明の文脈そのものを否定すべきこと、さらに首相声明が機関説を否定しながら、じつは体制学説擁護のために美濃部説を巧みに除外していることの二点であつた。⁽³⁾

「統治の大権が天皇に存する」ことは憲法の明文上判然としてゐることで美濃部氏と雖も決して之には反対はしてゐないのである。・・・即ち問題は統治の大権が天皇に存するや否やといふが如き論外のことではなく、大権其者の解釈にあるのである。・・・「天皇は国家に帰属するものなり」といふのが美濃部氏の所論である。・・・

要するに「大権が天皇に存す」といふ声明は、本重大問題解決の為には何等の意義をなさない・・・即ち日本帝国に於ては、天皇は統治権の主体であらせられて、御自ら其統治権を御祖宗の御遺訓に遵はれて御自由に御総攬遊ばすのであつて、憲法其者が既に欽定憲法であるのである。換言すれば「統治権の主体其者は決して国家に非ずして万世一系の天皇御自身である」と声明させなければならないのである。

又声明文第一項末文「統治権は天皇に存せずして天皇は之を行使する為めの機関なりとなすが如きは是れ全く万邦無比なる我が國体の本義を愆るものなり」といふ声明文も前同様に本問題解決の為には全く無意義である。・・・即ち声明書内に使用された「機関」の意味は明に美濃部氏自身が否定してゐた前者の意義（「道具としての機関」—増田註）なることは明であつて、従つて之れと雖も何等美濃部学説の攻撃とはなつて居らぬ。実は吾々が美濃部氏の天皇機関説を攻撃するのは「機関」なる意義が美濃部氏のいふ二つの意義中（「道具」と「國家」なる有機生命体の部分としての「機関（器官）」—増田註）何れなりや否やといふ如き問題ではないのである。・・・天皇を国家に帰属するものなりと断定し、天皇の統治の大権が「権利」にあらずして「権能」なりとする基礎観念——此觀念より当然生じたる天皇機関説——其者を許すべからざるものとして痛撃してゐるのである。

機関説排撃は美濃部の機関説狩りというレベルをとうに超えていた。国家が有機体であれ法人であれ、天皇を「器官」としようが「機関」とよぼうが天皇をその内部に取り込んだ国家論、換言すれば立憲君主制を排撃する論陣をはつたのである。焦点は統治権の主体が国家であるのか、天皇であるのかという一点に絞られていた。小林は一本宮相、金森法制局長官といった「『統治権の主体は國家なり』と主張する総ての人々を一括して天皇機関説論者として飽く迄も排撃する」ことを宣言していた。

このように排撃運動側が首相声明に対抗して憲法論争をしかけ、その照準を体制学説の一木、金森にあわせていたのに対し、岡田内閣の対応は声明の内容をさらに解釈することをさける、法律論に触れない、特定の人の憲法論についての判断を示さない、といった方針に徹した。⁽⁴⁾ただし内閣側が論争を回避したのは排撃側の憲法論を軽視したためではない。岡田首相は昭和天皇への上奏で、「機関説の主義に基く政治の機構まで悉く変ずる時は、憲法の改定にまで進むの虞れあり、重大事を惹起する」との深刻な危機感を表明していた。排撃側の憲法論が立憲君主制の否定における可能性を認め、立憲制再編を体制解体の契機とさせないために論争を回避したのである。

ところで、内閣の憲法解釈の主管者である法制局長官金森は、「憲法理論に関する私見の綱要」と題する文書を作成し、自己の憲法著作に対する攻撃への反論を用意していた。⁽⁵⁾それによると、金森憲法論は国家と天皇と統治権の関係を、統治権＝国家意思＝天皇の意思と関係づけており、その論理の概要は次のようなものであった。

統治権というのは団体である国家の一切の行動の原動力である意思をいい、権利または権力に限定されない。統治権は国家意思そのものであって、自然人の天皇の意思をその実体（本体）とする。自然人たる天皇の意思が国家意思を決定するので、天皇即国家であるが、ただし、天皇即国家の関係には一定の留保がある。⁽⁷⁾また団体である国家に統治権が存在し、統治権は自然人である天皇の意思を実体としている以上、天皇は国家の中に在つて外にあるのではない。したがつて憲法第四条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ總攬シ」の解釈は、国家と一体の天皇が統治権を總攬するということであり、結果として「国家が統治権の主体である」と同一の意味となる。この論理に即して言ふ限りにおいては「天皇が統治権の主体」といつても「不可なりとする理由はない」のである。

さて、美濃部が国家と天皇と統治権の関係を、国家機関としての天皇が国家に帰属する統治権という権能を行使する、と説明するのとくらべると、金森の説は統治権は国家の意思、天皇の意思は国家の意思、統治権は天皇の意

思といふ三つの定義をくみあわせた融通無碍の解釈とができる。立憲君主制の規定としては曖昧模糊だといわざるをえない。その原因はかれが、従来の学説を「綜合大成せんとする見地」、端的にいえば折衷主義による憲法論を説いたことにある。

明治期に穗積八束が国家法人説を基礎にしながら、国体と国家を接合させて皇位主体説をつくりだした。皇位と国家は一体であること、国家の意思は天皇の意思であり天皇即国家であることをもつて、明治憲法の立憲主義を後退させ藩閥專制政治を保証したのである。大正政変をへて美濃部の議会主義的天皇機関説がこれにとつて代わったのだが、專制主義的憲法論は依然として通説であり、大権政治とよばれる政治システムを保証した。⁽⁸⁾だが、そうした憲法論の内容は穗積憲法学の皇位主体説を切り捨てながら同時に議会主義的君主機関説を排除することにつとめたため、天皇と国家の関係はあいまいにならざるをえなかつた。金森にすれば、統治権を觀念上は国家の意思、実在は天皇といふ自然人の意思であると言い切ることで、天皇と国家の関係はずいぶんと「明瞭」になつたといえたのである。

もつとも、金森は自著のなかで天皇が国家機関であるとする説を支持していた。かれの『帝国憲法要綱』は国家意思を構成しその決定発動に参与する自然人または自然人の集合体を国家機関と定義し、天皇は国家意思を最終最高に決定する自然人であるから、国家機関といって「誤る所なし」といつていた。⁽⁹⁾そこで、天皇が統治権の主体であつて国家機関ではないする説をとりあげ、「不完全なることは明なり」と述べたことが、排撃運動の攻撃的となつてしまつた。これに対し金森は「私見の綱要」で、天皇が統治権の主体であることを誤りだとも不完全だともいつたのではない、天皇と国家の関係を明らかにしていない点が不完全だといったのだと反論した。また天皇が國家機関であることを是認したのは、天皇を「国家に合一して国家の意思を体现する人」の意味と理解し、これは穗

積八束が「憲法提要」で述べている内容とおなじだといつてゐる。

けれども、金森学説はあらたなあいまいさを生み出していた。先述したように天皇が統治権の主体であることと國家が統治権の主体であることとは矛盾しないという点である。排撃側はこれをもつて金森は二元説だと非難していた。金森はこの非難に対し、「国家秩序の根本を為す力が二つあるわけではなく、本質的には一元説だと主張した。ただし、天皇と国家は「不二一体の関係」であり、この関係を認めつつ「便宜上二元説と名付くるならば夫れは單なる言葉の問題に過ぎませぬが」とい、さらに在郷軍人会の「見解」が国家を「永久に生成発展し行く所の一の生命体であると観、天皇は日本国家なる一生命体の中核に在します」とある一文を引用し、「この見解は真に正しき理解であると考へます。この生命体なる考よりして国家意思の存在は認め得られることとなる」とのべたのである。

以上のように折衷主義の金森は、排撃側からの攻撃に対し国体憲法論を真っ向から否定しなかつた。国体憲法論は国家法人説の国家を否定し、その国家から天皇を引き離し、國体の中の天皇をいうために統治権の主体は天皇であり国家ではないといつてゐた。國体憲法論が超国家主義によつて日本＝國体＝國家＝天皇とのと、国家法人説を基礎に国家即天皇とのとでは天と地ほどの開きがあつた。にもかかわらず、金森はそれに目をつぶつて統治権の主体は天皇でも国家でもおなじことだといつてしまつたのである。美濃部を否定し反議会主義に懸命であつた体制憲法学説は、その折衷主義のゆえに国体憲法論を克服する論理を構築できず、立憲君主制の擁護に失敗するのである。

二 第二次首相声明

一九三五年八月二七日、東京九段で帝国在郷軍人会大会が開催され、全国の連合支部および支部代表一六〇〇名が參集した。一二日の永田軍務局長殺害事件発生から二週間、事態收拾におわれる軍首脳が在郷軍人大会の国体明徴を軍の総意の表明として重大視したのは当然のなりゆきであった。排撃運動と一線を画していた軍中央の姿勢が一転して排撃運動の論理を吸収し、内閣側への対抗をあらわにし始める。在郷軍人会大会が採択した「国体明徴の決意宣言」とそこで行われた陸海軍大臣の訓示は、内閣側の反対をおしきつて第一次首相声明を完全に否定するものとなつた。⁽¹⁰⁾

決意宣言は冒頭で「皇國統治権の主体は天皇なり此れ我が國体の精華にして吾人の絶対信念なり・・・政府の声明は統治権の主体を闡明せず頗る吾人の期待に反す」とあり、國体憲法論に立つて首相声明を不満とすることをあきらかにした。さらに陸海軍大臣の訓示は、「滿州事変を契機として勃興したる皇國日本の大精神により今や国民は其大勢に於て拳国一致難局打開に邁進しつつあり是寔に吾人の欣快とする所にして・・・」と右翼陣営の時代認識に同調し、以下のように体制学説排撃を明言したのである。

然れども翻つて具さに国内の情勢を達観するに人心の帰趨必ずしも一ならず。国民思想の一部に於て我が國伝統の精神に背馳するものあるは頗る遺憾とする所なり。就中統治権の主体が 天皇ならずして国家なりとする所謂機関説の如きは我金甌無欠の國体の本義を愆るものにして吾人の信念と絶対に相容れざる所なり。

これと対照的であったのは、岡田首相の大会挨拶である。首相は「今回の大会の目標たる国体觀念を明徴ならしめ国防觀念を振作し又選挙を肅正することは政府の夙に最も意を注ぎ力を致す所にして、殊に政府は統治權の所在に關し万邦無比なる国体の本義を憚れる言説は嚴に是を排除せしむことを期し・・・」とのべ、憲法論を回避して官製・国体明徴運動の枠組みを維持しようと懸命であった。

内閣と軍首脳の一一致が崩れ、九月一七日の内閣側の美濃部不起訴処分決定によつてさらにその差が拡大すると、各地の在郷軍人は上京して岡田首相に対し直接団交を要求、内閣側はこれに応ぜざるをえない事態に追い込まれた。十一月一三日、首相官邸に在郷軍人団体代表二三名（大井成元大将、小林順一郎大佐ら）がおとずれ、岡田首相に対し事前に通告していた一三ヵ条の質問状への回答をもとめた。⁽¹⁾ 部軍代表は岡田首相に海軍大将として軍人精神に則つて根本問題、すなわち國体憲法論への転向を迫り、一三ヵ条の質問はその踏み絵として首相に突きつけられた。ところが第一問は全質問の基調をなしており、憲法論争の争点を明示したものであった。

吾々は大日本帝国統治の権利主体は一天万乗の天皇であらせられまして決して国家ではありません。然るに之を國家なりとなし 天皇は国の 元首として単に其統治權を御總攬遊ばすに過ぎないものと考へますことは、國家の利益といふことを 至尊より以上に考へますことでありまして、明に我が尊厳なる国体を破壊する、實に恐るべき思想であると考ふる者でありまするが、之に關する閣下の御所見を、改めて明確に承り度いのであります。

ここには「国民を含めた意味の国家を統治の権利主体となすが如きは、臣民として 天皇の絶対を犯すものなり」との国家法人説否定と、さきの在郷軍人大会における陸海軍大臣の訓示を首相に同意させようとする意図があつた。

だが、岡田首相は「御質問は大分六ヶ敷く、学問の部に入つて居る。私は只軍人として、日本をしろしめざるは天皇陛下であると信じて居ります。」とのみ答え、まったく応じようとしなかった。

第一問では、岡田首相が国民として軍人として天皇と国家のどちらをとるのか、第三・四問では国家利益の追求が物質至上の世相を招き、「道義日本」を腐敗せしめた原因である国家思想・邪説の是正を求めるなど、質問ごとに追及の切り口は変えられたが、岡田は一貫して問題の核心には触れず言質をとられないよう、臣下として大命を奉じ誠忠を盡す云々といった答弁をくりかえした。岡田の老猾さに怒り心頭に達した郷軍代表者はついに引責辞職を勧告するが、その必要なしと断言され会見は決裂して終わった。

この間のやりとりで興味深いのは、在郷軍人代表と岡田首相の直接対決が、体制学説を擁護する専制主義的挙国一致内閣と国体憲法論を主張する超國家主義的排撃運動の対抗という図式を如実に示していたことであった。

郷軍側は、政府を「大なる権力を以て国政に任ずる」と規定し、政府が絶対的な権力を独占的に行使することを認めていた。彼らの国体憲法論からいえば天皇の政府を規制する権力が存在することはゆるされない。ただし問題となるのは、現状においてはその政府が彼らにとって望ましいものではなかつたことである。それゆえ「重大なる原則の確立擁護」が必要であり、「天皇の政府は其権力の大なるだけに、少くもこの（国体—増田註）『大義』に関してだけは、・・・決して間違があつてはならぬ・・・此『大義』の示す道を踏み迷ふが如きことがありましたならば、國体に関し、之より危険なるものはあるまい」とのべて、国体憲法論の採用を絶対視したのである。

一方岡田首相は、会見の最後に首相として自分が全責任を負うべき三つの信条を郷軍代表に対し通告していた。それは一、國体を明徴すること、二、陛下の御親政であること、三、一君万民、君臣渾然として融和することであつた。一は官製・国体明徴、三は挙国一致体制とよみかえることができるが、問題は二の天皇親政である。郷軍代表

の質問に対する岡田の回答のしかたは、天皇の信任に対し首相としてどのような信念をもつて責任を果たすかという角度からのみおこなわれていた。岡田首相は言葉では憲法論をさけたものの、昭和天皇の信任が自分にあることを強調し、天皇の意志を国家意思とする体制学説により、現政府の正統性を主張したのである。

さてこの団交決裂から二日後の一五日、第二次首相声明が発表された。^[12]林に代わった新任の川島義之陸相ら軍部の強い要請により、八日から再声明案の作成作業は始まっていた。第一次声明に続いて作業をになつた内閣文官側（金森法制局長官、白根内閣書記官長、内閣調査局長官吉田茂、内閣官房総務課長横溝光暉、首相秘書官迫水久常）に衝撃を与えたのは、十日に岡田首相が軍部への譲歩を決断したことであつた。陸軍省が提示していた軍部案の文脈は、まず統治権の主体は天皇であると断定したうえ、「統治権の主体を国家なり」とし 天皇を以て国家の機関なりとなすが如き」天皇機関説の絶滅を宣言するものであつた。（さらに渡辺教育総監の修正によつて、結論として「政治経済学術其の他百般の事項總て此の万邦無比なる国体の本義を基とし」が加えられ、国体憲法論にのつとつた変革方針が示されることとなる。）

文官側にはとつて國家法人説を基礎にした国家と天皇の関係を覆すような譲歩は、絶対にできなかつた。穂積八束でさえ天皇を国家の主権者と定義する一方で、国家主権の所在は皇位にあるとし、主権者と主権の所在をあわせて「統治の主体」といつてはいた。^[13]国家抜きの「統治権の主体は天皇」などとは決していつていなかつた。そこで文官たちは統治権の主体は天皇といいつつも、なんとかして統治権の主体を国家とする定義を温存しようと努めた。その結果作成されたのが、つぎの文章である。

我が国に於て天皇が統治権の主体であらせられるることは九千万臣民の絶対の信念であつて政府に於ても此の点

に付て毫末も違つた考を持つものではない。従つて此の信念と相容れない機関説は之を排除しなければならない。

だが、憲法論を信念の問題にすりかえた文官側の企てを軍は見逃さなかつた。陸海軍次官との協議でまとめられた案が軍部内にさしもどされた結果、軍の再修正案には統治権の主体が天皇であることの根拠に、帝国臣民不動の信念にくわえて「帝国憲法の上諭並条章に於て亦之を明示せらる」としたうえ、「統治権の主体は国家にして天皇を以て國家の機関となりとなすが如き所謂天皇機関説」という一節が復活していた。

これをみた文官側は、軍の再修正案が「国家と天皇とを切り離し国家を天皇が駆使する思想」であると反発し、また首相声明が天皇・國家・統治権の関係を定義し国家学説の将来を拘束してはならないと強く抵抗した。かれらは、金森らの折衷主義学説がいうところの、「國家が統治権の主体にして天皇も亦統治権の主体なり」または「国家は統治権の主体にして天皇は統治権の総覧者なり」が、抵触しない機関説の定義を検討したあげく、文言として「国家は統治権の主体にして天皇は統治権の主体にあらずとなすが如き機関説」をひねり出した。

ところが、閣議は「統治権の主体は天皇にましまさずして国家なりとし 天皇は国家の機関なりとなすが如き所謂 天皇機関説」の「芟除」を宣言する文章を採択してしまつた。この文章では「積極的に統治権の主体は天皇なり」といわない点で、体制学説が否定される機関説に入つてしまつ危険性があつた。文官側の努力は水泡に帰したのである。⁽¹⁴⁾

ただし最終的には、国体明徴を政治経済学術変革の方針とすることは「政教百般」に変更され、統治権の主体を天皇とする根拠としての上諭・条章明示は「精神の拂察」へと修正され、陸軍再修正案がそのまま採用されたわけではなかつた。陸軍側では穂積の弟子で枢密顧問官の清水澄の意見を聴取した末に妥協に応じたと伝えられている。⁽¹⁵⁾

清水は国家法人説を基礎にした折衷主義による体制学説の代表的憲法学者のひとりであり、國家が統治権の主体であることを完全に否定することの非合理性・非現実性を主張したと思われる。だが、第二次首相声明は国体憲法論が体制学説を圧倒した成果にはからなかつた。軍部はその成果を我がものとして在郷軍人の排撃運動の制圧に転じ、運動を一気に終息させていった。金森は法制局長官辞任に追い込まれ、立憲君主制を保証すべき憲法が空白となつた状況下、一二・二六事件が勃発することとなる。

三 昭和天皇と美濃部達吉

天皇機関説排撃運動と岡田内閣の攻防がくりひろげられる間、奇妙なことに憲法論争の当事者たるべき昭和天皇と美濃部は完全に疎外されていた。たしかに昭和天皇は美濃部を高く評価し機関説支持をあきらかにして、軍首脳に機関説攻撃を止めるよう圧力をかけた。昭和天皇は天皇の地位は国家の機関でも器官でもよい、有機体説でも法人人説でも天皇は主権者になるのだからいいではないかと主張していた。折衷主義でも美濃部でもよいというのは一九三五年時点では最も許容範囲の広い見解である。また天皇を怒らせたのは、現実に軍が満州事変以来天皇の意志を無視しつづけながら、天皇主権を振りかざすその矛盾であつた。⁽¹⁶⁾ 昭和天皇は軍部が自分の意志を無視し機関説を批判することは、軍の真意が天皇を神に祭り上げて天皇主権を否定しようとすることにあると見抜いていた。だが五月二二日、天皇からそうした不満をぶつけられた海軍侍従武官出光万兵衛少将は、「其時々の御事務に付、大御心に添はざることありとて之を 天皇主権の事実に添はずとせられ、延ひて重大なる國体に關する解説を云々せられんとするは本末をを誤るものなりと拝察す」と諫奏した。陸軍と違つて部内の排撃運動抑圧に成功していた海軍の

意向を代表し、また天皇側近からも信頼されていた出光が、「暫く臣下の論議を高所より静視遊ばされ、これらの説に超越して大観あらせらるるを必要なり」と天皇に勧告したのである。これによつて昭和天皇は憲法論争に介入することを断念しなければならなくなつた。⁽¹⁷⁾

一方美濃部も自説の正しいことをくり返し主張しつづけ、そのために岡田内閣の事態收拾策を頓挫せしめるような波瀾を巻き起こした。第一次首相声明にまつたく同感の意をあらわして排撃運動側を激昂させ、起訴猶予処分の際には新聞に「私の著書が法律に触れるとは夢にも思ひません。」⁽¹⁸⁾という声明をだした。美濃部声明は軍部を硬化させ、司法省は美濃部に声明取り消しを強要してとり繕う事態となつた。

美濃部が排撃陣営からの刑事告発を受けて出版法違反に問われたさい、最大の問題となつたのは美濃部憲法学が詔勅批判を合法化していたことになつた。告発側は、国体憲法論の立場から美濃部の不敬罪（刑法第七四条）を主張したのだが、司法省検察は美濃部の取り調べを含め半年間にわたる検討の結果、美濃部に犯意がないため不敬罪の適用は見送り、『逐条憲法精義』『憲法摘要』等の著述が出版法第二六条の皇室の尊厳冒涖罪ならびに二七条秩序妨害罪の犯罪を構成すると認定した。ただし美濃部に改悛の情を認めうること、同法が憲法書が出版された後の一九三三年改正によることをもつて検事の不起訴処分と決定した。

なお詔勅批判の自由について美濃部本人は、検事取り調べのさい若干の譲歩をおこなつていた。⁽¹⁹⁾ 美濃部憲法学は憲法第五十五条の國務大臣の輔弼責任と公式令の大蔵副書規定から、第三条の天皇の神聖不可侵を限定的に解釈し、議会と国民が天皇の裁可した法律・命令を自由に批判できることを説いた。これは專制政治における天皇の意志の絶対性を否定し、立憲主義による君主権力の制限を憲法が保証するものであり、美濃部憲法学の最大の成果といつてよかつた。ところが、美濃部は教育勅語批判の場合、形式的には國務大臣の副書がないこともあって明治天皇の統

治思想そのものを批判し、天皇「御一身」の尊嚴を冒涜することになることになることを認めたのである。そして批判できる國務に関する詔勅の定義を法律上と道徳上に分け、道徳上の詔勅は天皇単独の意志による場合、批判はゆるされないと解釈を変更したのである。ただしこれはあくまでも例外であつて、大臣等の輔弼者が存在する下での天皇の勅諭、勅語の類は、國民道徳を説いた戊申詔書であつても、すべて國務に関する詔勅として批判の自由の対象となるとのべて自説をまげなかつた。

これにたいし検察側は、美濃部憲法学を次のように批判していく。²⁰

(憲法第二条は) 決して自然人たる 天皇の御一身のみに限定したものではない。 . . . 神聖不可侵は單に「御身位」に止まらず「天皇の御地位」の表現と解するを正解なりとす。國務に関する詔勅は神聖不可侵である。美濃部博士は國務外の詔勅は神聖不可侵なるも、國務に関する詔勅は不可侵性なしと解いてゐる。國務の内外に依つて不可侵性を区別する理由として美濃部博士は國務外の詔勅は専ら 天皇の御聖旨に依るものであるから 天皇の第一身と同視すべきであるが國務に関する詔勅は國務大臣が其の責に任すべきものであるから不可侵性はないとしてゐる。併しながら右の区別は詔勅自体の本質的区別ではなく、唯單に詔勅に関し大臣に責任ありや否やの区別に過ぎない。斯の如き説は全く本末を顛倒せしめた解釈である。抑、も詔勅は如何なる詔勅も悉く御聖旨でないものはない。 . . . 仮令國務に関する詔勅が國務大臣の進言に基く場合が多いとしても之を御採納あらせられたのは偏に御聖断に依るところであるから其の詔勅の御聖旨に出てたものであることは論を俟たぬ。從て斯る詔勅を非難するのは即ち 天皇を非難するに外ならぬ。其の不敬となるのは國務外の詔勅を非難することの不敬なるのと毫も異なるところのあるべき筈がない。

政党内閣制につながる美濃部の大臣責任論を否定し、天皇の神聖不可侵による問責不可を強調する論理は、実は体制憲法論が美濃部説を批判していた点にほかならなかつた。金森法制局長官は美濃部の大臣責任論をことごとく否定していた。三条の天皇不可侵と大臣責任論は関係なく、輔弼は天皇に参考意見をいうにすぎず、大臣は国家に対し責任を負うが、法律上議会に責任を負わぬ連帶責任も負わないと規定し、政党内閣制を合法化する憲法上の保証をまったく否定した。美濃部が大臣責任論の論拠としていた天皇の意志決定には輔弼大臣との合意が必要であり、大臣の副書がそれを証明すると説いていたのも誤りだとした。⁽²¹⁾ また清水澄は立憲君主制の特色として、君主の決定における大臣輔弼が形式上の要件であることをいいながら、輔弼の内容については金森同様に美濃部説を否定した。彼は副書は國務大臣の同意の有無とは関係なく、大臣は副書を拒絶できないと解釈し、さらに議会は大臣の責任を問えないと断言していた。⁽²²⁾

ではなぜ五五条の規定（大臣の國務に関する輔弼責任）が置かれているのかというと、両者とも輔弼者が天皇の命に藉口して責任を逃れることは許されないというのみで、具体的に誰がどのように大臣を弾劾するのかという点についてはなにもいっていない。その一方で清水も金森も天皇が親裁専断する「大権」の範囲を憲法外にも認めていたことは注目される。穂積八束がかつて統治権と大権との混同を戒め、大権は憲法に列記された「大権事項」に限定していたのに対し、その後の体制学説では天皇不可侵が統治権不可侵、大権不可侵とおなじことを意味しているのである。これは天皇親政を掲げた挙国一致内閣が、専制主義による立憲君主制を正統化し、重臣と官僚と政党と財界巨頭のインフォーマルな結合に権威を与え、内閣審議会などが立憲制再編の主導権を握ることを保証するものであつたといえる。だが当然のことながら論理的帰結として、國家の意思決定における責任が天皇ばかりか補弼者たる大臣の免責によつてまったく空白化してしまうこととなる。

ただし、金森と清水のあいだには重要な相違点があつたことにも触れておかねばならない。両者とも統治権の主体は国家といつても天皇といつてもおなじだとし、統治権は天皇の自然人としての意思であると定義した。だが清水の場合は、個々の天皇の自然の意思をさすのではなく、「万世一系の天皇の自然の意思が過去現在未来に通じて結合せるもの」と定義していた。²⁴⁾一方金森が統治権の実体として天皇の自然人の意思をいうとき、それはあくまでも国家の中に存在する天皇の意思を意味していた。両者をくらべると、清水の場合は国体憲法論の天皇と同様に国体の中の天皇、つまり実体をもたない観念化された天皇の意思となつてしまふ可能性を持っていた。清水が二・二六後においても体制学説論者として生き残つていけるのは、排撃運動が求めていた国体憲法論による天皇の政府独裁を、体制学説の側から受容しうる視角をもつていたからだと考えられる。

ところで、本来ならば体制学説は立憲君主制を憲法上保証するものでなければならないはずであつた。だが、体制学説は国家と天皇の関係があいまいな専制主義と立憲主義の折衷論であり、その論理からは現実の立憲君主制を具体化できないという欠陥を抱えていた。換言すれば、現実の立憲君主制の下での政治システムが体制学説の成立を可能にしていたのであり、その逆ではないのである。

一般に大権政治と呼ばれる近代日本の政治システムは、明治藩閥專制政治から大正デモクラシー期の政党政治へ変化をきたしていた。前者から後者への移行を合法化したのが美濃部憲法学で、それゆえ政党内閣制が否定されると美濃部憲法学もまた権威を低下させた。だが、政府がその手に残そうとした体制学説だけで、政党政治崩壊後の政治体制を維持しつつ、政治的再編をおこなつていけるという保証はどこにもなかつた。立憲君主としての実体になつていて了昭和天皇と、体制学説の欠陥を見抜いていた美濃部の、この二人の抵抗の価値はまさにそこにあつた。彼らは国体憲法論に反対し、既存の立憲君主制の存続をめざしていいた点で共通していたのである。

しかし、天皇が国家の諸機関、内閣と軍部、内閣と枢密院、議会と政府の調整役を務めるといった時代は終わっていた。統帥大権の独立をふりかざしていた軍は、大元帥の意思をもつて内閣と議会に対抗することを止め、皇族を統帥機関の長に擁立して統帥権の自立を実現していた。最高輔弼機関としての内閣は官民統合の国策審議機関を設立し、政権交代は天皇の信頼する元老から重臣会議方式へと変更された。議会に責任を持たない重臣と大臣と審議機関の委員とに事が加わって、国民からも議会からも問責されない「立憲独裁」を開始しようとしていたのである。君主と議会が権力を分割して対峙することで機能する立憲君主制は次第にその存在意義を失つてきていたのである。

かつて穂積八束が自然人としての天皇の意思を国家意思といったとき、現実の專制政治における明治天皇の意志は、政治の責任が議会から追及される際、必要な存在であった。だが、挙国一致内閣の体制学説はもはや実在のそれを必要としていなかった。昭和天皇が折衷王義から美濃部までを許容し擁護したのは、政府からも排撃運動からも既存の立憲君主制が否定され、天皇親政であつても自己の意志を必要としない政治状況にたいする危機感のあらわれであったといえる。したがつて美濃部の大臣責任論が、詔勅批判の自由を糾弾されるさなかにおいても昭和天皇に支持されたのは、天皇と大臣の合意を形式的にではなく実質的な論争を含めた協議を要求していた点にあつたといえる。美濃部の立憲君主制は、こうした昭和天皇の意志を認めることで、政治決定の責任の所在を明らかにする政治システムを保証する憲法論としての価値をもち続けていたといえよう。

注 第二章

(1) 『大阪朝日新聞』八月三日付夕刊。

(2) 特高が三六俱楽部に注目するのは第一次首相声明直後からである【特高月報】一九三五年八月、九月分。小林順一郎については前掲滝口論文参照。

(3) 前掲「国体明徴問題」。前掲「特高月報」一九三五年八月分、一九一二二頁。

(4) 「国体明徴問題諸論」(国立公文書館蔵)。

(5) 本庄繁『本庄日記』(原書房、一九六七年)一九三五年七月一三日条、二二九頁。

(6) 前掲「国体明徴問題」、「国体明徴問題諸論」。

(7) 金森は「現行の国法秩序としては」国家が意思主体であることの方が原則であるといつてゐる。その例として、国家が財産権の権利主体であることや、国際条約では国家が権利者であり公式令の規定として外交文書に国璽を用いていることをあげてゐる。

(8) 拙稿「明治立憲制と天皇」『社会科学研究』四一一四(東京大学社会科学研究所、一九八九年) 参照。

(9) 金森「帝国憲法要綱」(一九三三年版、嚴松堂)一七五一—七九頁。

(10) 前掲「国体明徴問題」。

(11) 同前、前掲玉沢書一九四一—一〇六頁。

(12) 前掲「国体明徴に関する声明経過」。なお前掲滝口論文は人事問題を絡めて再声明作成経過を分析してゐる。

(13) 穂積八束『憲法提要』(有斐閣本店、一九一〇年)上、一八三頁。

(14) 第二次首相声明文(太字は『東京朝日新聞』一九三五年一〇月一六日付記事による)

第二次首相声明文(太字は『東京朝日新聞』一九三五年一〇月一六日付記事による)
義に政府は国体の本義に関し所信を披瀝し以て国民の嚮ふ所を明にし愈々其精華を發揚せんことを期したり、抑々我国に於ける統治権の主体が天皇にましますことは我が國体の本義にして帝國臣民の絶対不動の信念なり、帝國憲法の上論並條章の精神

天皇機関説排撃事件と国体明徴運動（増田）

おわりに

岡田内閣が当初から美濃部の議会主義的機関説を守る意思をもたず、ただ排撃運動が国家法人説を基礎にした体制学説の否定におよぶことを阻止しようと努めたことは既述したとおりである。岡田内閣は、官製・国体明徴運動を開して排撃運動に対抗したが、立憲君主制擁護ではなく立憲独裁への道を進もうとしていた。美濃部憲法学はそのために放棄され、穂積八束以来の体制学説が保証していたはずの大権政治における天皇個人の意志も否定されつつあつた。一方機関説排撃運動は、それまでの国家主義から脱却し国家を否定する超国家主義的国体憲法論を唱えた。國体憲法論は体制学説が政治システムを具体的に保証できないという脆弱性を衝いており、その結果岡田内閣から軍を離反させることに成功する。

しかしながら、國体憲法論が体制学説にとつて代わるという実質的な「改憲」はまだ先のことである。排撃運動の成果は「國体憲法論」というあらたな指導原理を立憲制再編に持ち込み、举国一致内閣が天皇の意思を独占することを困難にしたことなどである。二二六事件が举国一致内閣を支えた重臣ブロックを物理的に消去したことで、ようやく國体憲法論しか残っていないという状況が生まれたのである。

天皇機関説排撃事件は以上のような文脈において、近代日本の立憲君主制が崩壊していく画期ということができるのである。

二・二六事件後、内閣審議会が廃止され、陸軍は議会権限削減の改革案を新聞に発表し、国体憲法論による排撃運動が期待していた近衛内閣が成立する。日中戦争の泥沼化の中で議会がいかに軍を批判しようとも、議会に大臣の責任を追及し内閣を組織させる権限を認めた憲法論はすでになかつた。一方、否定されたはずの「國家」は国民精神総動員運動や国家総動員法の中で再生されるが、それはもはやまがりなりにも国民の権利を規定した明治憲法の正統的国家ではなく、国家総力戦体制を保証する超国家主義による国体国家であつた。国民は国体の中の臣民としてその精神の独立を完全に否定され、総動員体制へ組み込まれていつたのである。